

報告第 1 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

(1) 事故の概要

令和 7 年 4 月 22 日午前 5 時 45 分頃、鴨川市八色 847 番 5 地先において、相手方が市道水神田大塚線を歩行中、コンクリート舗装の亀裂による段差につまずき、転倒した際、左橈骨<sup>とらこ</sup>を骨折したものの。

(2) 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

(3) 損害額 左橈骨骨折に係る治療費、通院交通費及び通院感謝料 535,844 円

(4) 過失割合 市 30%

(5) 損害賠償額 160,753 円

(6) 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 160,753 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 8 年 1 月 30 日